

平成18年11月22日

各 位

株式会社 北海道銀行

業務共同化に係る基本合意について

株式会社北海道銀行（頭取 堰八義博）と株式会社北陸銀行（頭取 高木繁雄）、及び株式会社みちのく銀行（頭取 杉本康雄）は、函館市を中心とする地域において、業務の共同化を行うことに合意いたしましたのでお知らせします。

1. 経緯

当行と北陸銀行は、平成18年1月より、函館市内において現金関係業務等の共同化を実施しております。その後、更なる業務の合理化・効率化をすすめる観点から、同市内に店舗網を持つみちのく銀行との業務共同化に向けた検討をすすめてまいりました。

そうしたなか、札幌圏で当行・北陸銀行等のメール便運行業務やATM対応業務を受託している株式会社アスピック（社長 星雅夫）が函館市で銀行関連業務の受託を開始することとなり、これを契機として三行による同社への共同委託を中心としたスキームを構築し、業務の共同化を行うことで基本合意いたしました。

2. 概要

(1) 共同化する業務

行内メール便運行業務

店舗内・店舗外ATM障害対応業務、及び店舗外ATMの現金装填・回収業務

現金関係業務

(2) 共同化の骨子

「行内メール便運行業務」については、当行、北陸銀行、みちのく銀行の三行で株式会社アスピックへ共同委託し、「店舗内・店舗外ATM障害対応業務、及び店舗外ATMの現金装填・回収業務」については、当行とみちのく銀行で同社へ共同委託します。

「現金関係業務」については、北陸銀行とみちのく銀行分を当行が受託します。

(3) 実施時期（予定）

平成19年4月1日

以 上

【本件に関する内容照会先】

北海道銀行広報室	011-233-1005	兼間、大橋
〃 事務管理部	011-815-1391	砂原、森谷